

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
13	1	実籾・新栄	新栄実籾町会	日本大学敷地脇・69号線歩道整備	日本大学実籾校舎・69号線脇の歩道全面にアスファルトが施されてなく、校舎の壁に面している部分の歩道が土(草)の状態のため歩きにくい。自転車の走行もあり、電柱も立っていて危険を感じる時があるため、歩道整備を要望する。 また、夜間、外灯が少なく危険な状態であり、事故が発生する可能性もある。	他機関へ依頼	歩道を管理している千葉土木事務所へご要望をお伝えしたところ「歩道内の未舗装部分については、舗装等の対策を検討してまいります。また、県管理道路では車両や歩行者が頻繁に通行する交差点や横断歩道などにおいて視認性を高めるため、道路照明を設置しております。」との回答をいただいております。 その後担当課にて現地を確認したところ、歩道の舗装について実施されておりました。	都市環境部	道路管理課
13	2	実籾・新栄	実籾1丁目南町会	道路の舗装及び補強	県道69号と京成本線が交差する踏切から、実籾2丁目23番地方面へ降りる坂道、アスファルトの中央に幅2〜4cm長さ20m以上に渡るびび割れ(通学路表示の上も)が生じており、場所によっては、雑草が生えているため道路の補修を要望する。 また、降りきった地点の暗渠にかかる橋の川側が一部陥没している。京成本線の電車の振動の影響並びに雨水の浸水による地盤の脆弱が心配され、台風や地震による崩壊の危険もある。当該箇所は、実籾小学校の通学路となっており、本町会のみならず、大日山町会の子ども達も多く利用している。早急に対応を要望する。	令和6年度予算に計上	現地確認を行い令和6年度に補修工事を実施いたします。	都市環境部	道路管理課
13	3	実籾・新栄	実籾1丁目南町会	空家の草木伐採依頼	実籾1丁目35番付近に借家の空家が3軒あり、その空き家から草木が伸び、道路にはみ出しており車の通行に大きな支障がある。通行人にとっても危険であり、防犯上、人が草木に隠れていても分からない状態である。大家さんの手入れもなされていないので、草木を伐採してほしい。	その他	当該物件につきましては、空家所有者等に対して改善依頼を送付いたしました。今後も、空家所有者等に対し、適切に管理するよう助言・指導いたします。	協働経済部	防犯安全課
13	4	実籾・新栄	実籾2丁目町会	旧輜田家住宅裏砂利道外灯設置について	旧輜田家住宅北側の道は、夜になると真っ暗で、砂利道の凹凸に気づかず転倒の危険がある。違法駐車もあり、防犯上大変良くない。また、車で大型ゴミの不法投棄があとを絶たない。冬は学童の下校時間になると暗いため防犯上危険である。以上のことから外灯の設置を要望する。	令和6年度以降の予算で対応・検討	当該箇所は、道路幅が狭いこと及び電源を取るための電柱が無いことから、現在の状況では防犯灯の設置はいたしかねます。今後、防犯灯等の導入も視野に入れ検討してまいります。ご理解のほどよろしくお願いたします。	協働経済部	防犯安全課
13	5	実籾・新栄	実籾2丁目町会	実籾2丁目11番地先から東金街道に合流時	実籾2丁目11番と16番境の道から東金街道に合流する際、東側に建物の塀があるため、歩道の自転車、歩行者が見えず危険である。また、道路の向かい側にミラーがあるが、高さ、角度、大きさが不適切なため機能していないため、歩行者や自転車の判別が一目でできるよう、ミラーの位置、高さ、角度の調整を要望する。	令和5年度予算で対応	令和6年3月にカーブミラーの角度調整および実施いたしました。	都市環境部	道路管理課
13	6	実籾・新栄	実籾6丁目第一町会	バス運行について	京成実籾駅から実籾6丁目の児童遊園地まで市バスの運行を希望する。どこに行くにも坂を登らなければならぬ地域であり、高齢者にとってはとても大変である。	対応不可	ナラシバスの運行事業者である京成タクシー習志野(株)へ本要望を申し伝えたところ「ご要望のナラシバスの現行ルートを実籾6丁目児童遊園地周辺まで延伸することにつきましては、安全にバスが通行できるルートを考慮し検討したところ、習志野高校方面を通行するようなこれまでは全く別の路線となることが想定され、所要時間が大幅に増加し、既存の運行便数を減らす必要があるため既存路線の利便性が低下することとなります。現状のバス乗務員数では経営的にも非常に厳しい状況でありますことから、ご要望にお応えすることが難しい状況であることを、ご理解いただきたく存じます。」との回答をいただいております。 本市といたしましても、ナラシバスのルート延伸は、既存の運行原資(車両、乗務員)の中では、運行便数の維持が困難となり、サービスの低下が懸念されるため、検討は難しいと考えております。 ご要望に沿うことができず申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いたします。	都市環境部	都市政策課
13	7	実籾・新栄	実籾6丁目第一町会	カーブミラー設置の件	実籾6丁目13番付近において、車の通行量は多くないが、それゆえスピードを落とさずに自転車で通行する人が多い。テニスコート駐車場看板横に安全の為カーブミラーの設置を要望する。	他機関へ依頼	当該道路の管理者であります習志野市開発公社に確認をしたところ「カーブミラーにつきましては、自動車等の往来が多く道路の屈曲部等の見通しの悪い箇所に自動車等の運転者に対して安全確認のための補助的な施設として設置しております。ご要望のありました丁字路につきましては現地を調査したところ、徐行することにより安全確認は可能と考えており現在のところ設置の予定はございません。」との回答をいただいておりますが、電柱幕等のスピード抑制に対する対策の必要性について習志野市開発公社に要望してまいります。	都市環境部	道路管理課
13	8	実籾・新栄	実籾6丁目第一町会	実籾自然公園の高木に関する調査要望の件	令和5年、実籾自然公園内の松の木が東の道路側に倒れた。幸い人身への被害は無かったが、またいつ倒れるか分からず、その時に被害出ないとは限らないため重大な事故とならないよう当公園内の松や桜などの高木の調査を要望する。	その他	公園や緑地の高木につきましては、管理を委託している造園業者において、巡視を行い、異常を発見した際には早急に対応することとしております。また、必要に応じて樹木医による高木の診断を行うなど未然に倒木被害を防ぐよう努めてまいります。	都市環境部	公園緑地課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)
※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
13	9	実籾・新栄	実籾6丁目第一町会	ベンチ交換	休憩場所として実籾自然公園のベンチを使用したいが、ベンチの状態が悪く使用できない状態なので6箇所を交換を要望する。 今年一度も草刈りを行っていないようなので草刈りを要望する。(公園南側の道路沿い含む)ロープにつかまる遊具も破損しているため修繕を要望する。	令和5年度 予算で対応	ベンチにつきましては、令和5年12月に老朽化していた部材の交換を行いました。令和6年度以降も順次、ベンチの修繕をしてまいります。 草刈りにつきましては、広場や園路を中心に年5回の草刈りを行っております。公園南側の道路沿いの法面につきましては、令和6年度に繁茂の状況を確認し、必要に応じて草刈りをいたします。 ターザンロープは、令和5年11月に修繕いたしました。	都市環境部	公園緑地課
13	10	実籾・新栄	実籾むつみ町会	空き家・無居住住宅対策について	実籾むつみ町会内の空き家・無居住住宅対策について、市としてパブリックコメントは出しているようだが、具体的な対策の結果はどのような状況になっているのか知りたい。また町会・自治会等が実施すべきことはあるのか。	その他	本市では、習志野市空家等対策計画を策定し、3つの基本方針「発生抑制・適正管理」、「流通・利活用」、「管理不全状態の解消」に基づき取り組んでおります。 ①「発生抑制・適正管理」につきましては、建物が空き家化する前の取り組みとして、市民や所有者への空き家に対する意識の啓発や、高齢者世帯の空き家化防止の観点から、福祉部門と連携に努めています。 ②「流通・利活用」につきましては、空き家となった場合の取り組みとして、所有者からの空き家相談の充実や、利活用や除却に係る支援制度の充実にも努めています。 ③「管理不全状態の解消」につきましては、管理不全状態となった空家に対しての取り組みとして、管理不全空家の所有者に対して解消に向けた通知書の送付や、特定空家等に対して、法に基づく措置を講じることで、問題のある空き家の解消に努めております。 町会・自治会等におかれましては、管理がなされていない空き家を確認した場合は、所有者等へ通知をいたしますので、市へご連絡ください。	協働経済部	防犯安全課
13	11	実籾・新栄	実籾むつみ町会	実籾2号公園の警察官巡回依頼について	実籾2号公園のベンチに飲み終えたアルコール飲料缶が頻繁に捨てられており、市が設置した注意看板も抜かれたため、町会で抜かれないよう鉄棒で補強したが、へし折られ投げ捨てられていた。近所の方に定期的に掃除をしていただいていることで、公園はきれいになっているが、コロナ感染のこともあり心配である。誰がどの時間に利用し捨てているのかはわからないが、公園の利用風紀が悪化すると、他の人も捨てるようになる事が予想される。おそらく夜間の利用者によるゴミ捨てと思われるため、公園内を警察官のパトロール場所に含めてほしい。	令和5年度 予算で対応	習志野警察署へパトロールの依頼をしたところ「近隣の公園と併せて実籾2号公園のパトロールを実施いたします。また、迷惑行為を確認した際は、110番通報をしてください。」との回答をいただいております。今後につきましても、習志野警察署と連携を図りながら、マナーの向上に努めてまいります。なお、破損された看板につきましては、令和5年12月に再度設置いたしました。	都市環境部	公園緑地課
13	12	実籾・新栄	実籾むつみ町会	道路管理上の瑕疵について	令和元年10月の大雨で発生した実籾5丁目22番付近の崖崩れ箇所周辺の急傾斜地について、樹木の枝が道路側に垂れ下がっており、人や車の通行の妨げとなっている。また、この枝の影響で街灯も照らされにくくなっており、防犯上の観点からも伐採を要望する。なお、個人所有の土地であるため、市で対応できない場合は所有者への依頼(指示)を要望する。	その他	当該地の樹木の剪定につきましては、樹木が繁茂する夏場を中心に、近隣住民から同様のお問合せを受けており、その都度、土地の所有者へ郵送及び訪問をもって適正管理の依頼を行っております。 今後につきましても、地域の皆様の安全安心の観点から、土地所有者への接触と依頼を継続してまいります。	総務部	危機管理課
13	13	実籾・新栄	実籾むつみ町会	雨後に側溝の水が溜まり排水できない	実籾5丁目37番と38番付近の側溝は、四方から水が流れ込み、雨後などは常に水が溜まっている場所であり、衛生的にも悪い環境となっている。暫定的に市で側溝に蓋をしてもらったが、恒久的な対策の検討・実施を要望する。	対応不可	ご要望の箇所につきましては、私道であるため市としての支援は必要最低限とし、側溝清掃等の維持管理は私道の管理者において実施いただいております。	都市環境部	道路管理課
13	14	実籾・新栄	実籾むつみ町会	自転車の放置駐車と撤去および一時有料駐輪場について	最近、実籾駅の自転車の放置駐車が目立つようになってきた。以前は撤去作業等を行っていたようだが、最近活動を見かけないため利用者の違法駐車が増えている。市はどのようなスケジュールで実施しているのか、また実籾駅西側にある有料駐輪場が狭いのも自転車があふれている。自動車用の駐車場でなく、自転車用に転換を検討してほしい。	その他	京成実籾駅周辺の放置自転車等の移送は定期的に行っております。 また、実籾駅西側にある有料駐輪場及び自動車用の駐車場は民間が運営する施設となっております。 京成実籾駅周辺の放置自転車対策につきましては、京成実籾駅周辺の一時的利用及び年間利用の市営駐輪場に空きがあることから、そちらの利用を促すとともに、引き続き放置自転車等の移送を実施してまいります。	協働経済部	防犯安全課
13	15	実籾・新栄	実籾むつみ町会	令和元年10月の大雨に発生した崖崩れ箇所対策について	令和3年度のまちづくり会議でも要望を出しているが、がけ崩れ箇所に対しては暫定的な対策工事となっているため、恒久的な対策を希望する。なお、令和3年にむつみ町会と市議会議員、市担当者による住民説明会を実施したが、住民の切実な要望とはかけ離れた返答となっており、何とか進展と住民対応を要望する。※諸ルールと市の立場に関しては、市担当者からの説明で住民も理解済みだが、住民では対応ができないため要望する。	その他	令和3年度の回答にて申し上げました「急傾斜地崩壊防止工事について、今後の方向性について検討する。」との土地所有者からの回答につきまして、現状、土地所有者から具体的な回答をいただくことができておりません。 今後につきましても、地域の皆様の安全安心の観点から、土地所有者への接触と依頼を継続してまいります。	総務部	危機管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)
※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
13	16	実籾・新栄	実籾むつみ町会	実籾2号公園のペット散歩ルール順守について	実籾2号公園はペット散歩者が多く、中央の芝生エリアに犬が小水や糞などを行っている。ここは近所に数件ある保育所などの子どもたちが、毎日遊びに来る場所であり先生たちは遊ぶ前に、犬の糞などを掃除してから子どもたちを遊ばせている。公園をペット禁止にすることは無理だと思うし、入口のルール看板にも書いてあるが、ルールを守らない飼い主に対して、ルール順守の啓蒙をするような施策の検討・実施を要望する。	令和5年度予算で対応	実籾2号公園をはじめ、市内の公園につきましては、原則、犬などの散歩は認めておりますが、リードをつけ、フン等は必ず持ち帰っていただくよう看板等で利用者に対し注意を促しているところであります。しかしながら、実籾2号公園につきましては、一部のマナーを守っていただけない公園利用者による犬のフン等の放置が散見されております。今後も引き続き、市職員にて実施しているパトロールの際、他の利用者の迷惑となる行為を確認した場合は、飼い主に対し注意喚起を行い、マナー向上に努めてまいります。	都市環境部	公園緑地課
13	17	実籾・新栄	実籾むつみ町会	通学路の抜け道通行の危険防止施策実施について	実籾2号公園西側の道路を抜け道として車がスピードを出しており危険である。文教センター公園から京成線に向かう道路は、朝の混雑時に駅前通りの裏道として通行する車両がスピードを出して走っている。実籾2号公園西側の道路は東習志野小学校の通学路でもあることから、道路に「スピード落とせ」の標示とスピード制限を設けてほしい。	令和5年度予算で対応	「スピード落とせ」の印字につきましては、令和6年3月に減速を促す路面標示を設置いたしました。スピード制限の設定につきましては習志野警察署の所管となりますことからご要望をお伝えしたところ「住宅街であり実勢速度は低いと思慮されることから指定速度規制は不要。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
13	18	実籾・新栄	実籾むつみ町会	タクシープールエリアへの逆走について	実籾駅北口のタクシープールエリアにタクシーが入る際に、大久保方面から来るタクシーが進入禁止の標示を無視して、タクシープールエリアに右折して入って来ており、自転車でロータリーを出る際に衝突しそうになったことがある。令和4年度要望として指摘したにも関わらず改善がなされていないので、逆走を防ぐ対策を要望する。	他機関へ依頼	交通規制につきましては、習志野警察署の所管となりますことからご要望をお伝えしました。「当該行為は通行禁止違反です。通常の警察活動による取締りを実施します。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
13	19	実籾・新栄	実籾むつみ町会	道路停止線と止まれ文字の道路への書入れ	実籾5丁目34番から43番付近の道路停止線が薄れてきているので、引き直しを要望する。また、実籾5丁目37番近辺では、年に2回程度交通事故が起きているため、実籾5丁目34番から43番の十字路に「止まれ」の文字と停止線を要望する。	他機関へ依頼	「止まれ」と停止線は交通規制であるため、習志野警察署の所管となります。ご要望をお伝えしたところ「同箇所についてはいずれも警察側の交通規制はありません。また、一時停止規制は基本的には住宅街の中には設置しません。」との回答をいただいております。ただし、薄れている路面標示「ドット線」や「交差点マーク」につきましては道路管理者である習志野市にて令和6年3月に修繕いたしました。	都市環境部	道路管理課
13	20	実籾・新栄	実籾むつみ町会	受動喫煙禁止のための指導員巡回	最近、受動喫煙禁止のために巡回する指導員を見かけなくなった。巡回は実施しているのか、していないのであれば実籾駅周辺の喫煙禁止エリアの巡回の再開を要望する。また、どのようなスケジュールで実施しているのか教えてほしい。	令和5年度予算で対応	現状も受動喫煙防止指導員が重点区域である実籾駅周辺を巡回し喫煙者への指導を行っております。具体的には、2人一組となって週5日～6日間、朝7時から夜9時までの6時間程度、時間帯を変え、重点区域となっている市内7駅を巡回指導しております。	健康福祉部	健康支援課
13	21	実籾・新栄	実籾1丁目東町会	実籾いろは坂の急坂空地について	実籾小学校下の坂(実籾いろは坂)をのぼる途中の法面に雑草が生えて見苦しい。今回道路管理課に対応してもらい雑草処理を行っていただいたが、すぐに雑草が生えて見苦しい状態に戻ってしまうため、雑草が生えない様な対策を要望する。コンクリートとテープで隙間をふさぐ、コンクリートとの隙間に養生シートを敷き、重りを載せる、全面をコンクリートで塞ぐ等対応してほしい。	令和6年度以降の予算で対応・検討	防草シートや雑草の状況を注視し、適宜草刈りを実施していくとともに防草シートの適切な維持管理を行ってまいります。	都市環境部	道路管理課
13	22	実籾・新栄	実籾1丁目東町会	ナラシドバス停留所追加	実籾1丁目東町会は住民の高齢化が進み足腰が弱り、長い距離と斜面を下って歩くのが辛く不便を感じている。現在運行しているナラシド・バスの停留所である借生園までの距離が遠いため、日大実籾と実籾本郷公園入口の停留所間の実籾1丁目付近に新たに停留所設置を要望する。	令和6年度以降の予算で対応・検討	本市の交通政策上の考え方としてバス利用が可能な区域としては、バス停からの距離が直線で300mを目安としており、貴町会の区域は既存の「日大実籾」停留所から概ね300m以内であります。しかしながら、ナラシドバスが貴町会の区域を通過している状況を鑑み、バス停の増設によって利用者数の増加が見込める場合においては、増設の可能性も考えております。利用者数増加の確認方法といたしましては、試験的な運行を行う必要がありますことから、運行事業者と共に検討してまいります。	都市環境部	都市政策課
13	23	実籾・新栄	実籾1丁目東町会	樹木の伐採について	実籾6丁目32番と34番付近の実籾小学校崖・法面に隣接する樹木等の伐採を引き続き要望する。通学路に樹木が重なり、生い茂っているため、日当たりが悪く、悪影響を及ぼしている。また、古い大木も多数あり、台風や大雨等により倒木の恐れがあり危険を感じている。6月26日、教育総務課及び市議会議員により現地視察を実施し、今年度の予算内で実施できるものと、今後危機管理課と協議し進めるものと意見をいただいている。	令和5年度予算で対応	令和5年11月下旬に、実籾小学校法面の一部であります、樹木等の伐採を実施いたしました。	教育委員会	教育総務課
13	24-①	実籾・新栄	実籾1丁目東町会	下水の清掃について	実籾小学校正門から実籾6丁目32番と34番付近の坂の下水清掃を要望する。下水が土砂で埋まっており、下水蓋が外れているため、役目を果たしていない。特に大雨時は水が溢れ道路に流れ出ている。	令和6年度以降の予算で対応・検討	実籾小学校の擁壁の一部が破損していることによるものと考えられることから、破損部分の修繕が最善と思量しておりますが、一部の修繕を実施する場合、他の擁壁に余分な力が掛かり倒壊する恐れがあることから、擁壁全部の交換工事が必要と思われます。擁壁全部の交換につきましては、多額の費用が掛かることから、今後、工事費用を最小限に抑えられるよう研究・検討してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。	教育委員会	教育総務課

一覧表中の個票番号は受付番号です。（「地区内優先順位」ではありません。）
 ※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としてあります。

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
13	24-②	実籾・新栄	実籾1丁目東町会	下水の清掃について	実籾小学校正門から実籾6丁目32番と34番付近の坂の下水清掃を要望する。下水が土砂で埋まっており、下水蓋が外れているため、役目を果たしていない。特に大雨時は水が溢れ道路に流れ出ている。	その他	側溝の状態を注視し、適宜清掃を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課
13	25	実籾・新栄	実籾1丁目東町会	桜の木枝伐採について	実籾1丁目24番付近の坂(いろは坂)の木の枝が伸びて、電線に接触し危険である。また、木の枝でカーブミラーが見えにくいため伐採を要望する。	その他	枝の状況を注視し、適宜剪定を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課
13	26	実籾・新栄	実籾3丁目町会	近隣からの土砂、落葉等の吹き溜まり対応	実籾3丁目15番と29番付近の市道はかねてより、豪雨、強風時は近隣からの土砂の流入、秋は落葉の吹き溜まりとなっており、通行及び接する住宅の生活に支障をきたすことも度々である。その都度隣接する住民が自助として、排砂・清掃を行っている。近年住民も高齢化し対応が困難となってきており、町会としてもあまりに土砂や落葉が多いときは役員も清掃を手伝っているが、特に排砂は重労働である。市道には浸透枳もあるが落葉には効果がなく、排砂能力は限定的である。現在市道管理に協力的な近隣住民に過度な負担となっているため対策を要望する。	その他	近隣からの土砂につきましては、畑など土砂流出先の所有者へ対策について申し入れを行ってまいります。また、落葉につきましては適宜清掃を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課
13	27	実籾・新栄	実籾3丁目町会	倒木根の撤去、外周フェンス補修、ベンチ新設(こぼと児童遊園内台風対応)	令和元年発生した台風により実籾3丁目こぼと児童遊園内の大木が複数本倒木した。緊急対応として、路上倒木等危険個所の緊急対応等は町会でも行い、その後市にも緊急伐採対応いただいた。しかしながら、公園内北側、東側、南側には今だ大きな根が残されている。また、倒木による公園外周のフェンスも壊れたままである。相当の期間も経過しており、安全上、至急の対策を強く要望する。つけ加えて、前記倒木により木陰にあった公園内ベンチが、現在木陰ではなくなっていること、また、既存ベンチの老朽化もあることから、木陰等に新設を要望する。	令和6年度予算に計上	令和5年12月に根の撤去、壊れたフェンスの改修及びフェンスの前にツツジを補植いたしました。ベンチにつきましては、令和6年度に改修又は新設をいたします。	都市環境部	公園緑地課
13	28	実籾・新栄	実籾3丁目町会	設置外灯の不点灯対応	実籾3丁目13番と12番付近の道路は市に寄贈された道路である。当該道路には外灯が6基設置された。北側丁字路の外灯が不点灯となり令和5年1月5日街路整備課にその旨の連絡をした。以降何度か町会より市に対応連絡を行っているが今日まで不点灯である。周辺は暗く何回か町会長に苦情が入っている。防犯安全課の見解として市道となったときに設置されたものとの認識はあるが市の所管という確信がなく現在、隣接しているアパートと所有者の特定をしている状況とのことであった。不点灯連絡から9か月も経過しており日暮れも早くなっているため早期解決を要望する。	令和5年度予算で対応	不点灯の防犯灯については、市の防犯灯であることを確認し、修繕いたしました。	協働経済部	防犯安全課
13	29	実籾・新栄	実籾3丁目町会	自転車の歩道通行禁止の徹底	実籾駅南の県道69号線は歩道が狭く、歩行者がすれ違うのも気を遣う。当該歩道を自転車に乗車通行していると危険であり、当該歩道は自転車乗車禁止と思われるので、乗車通行の禁止の徹底策を要望する。	他機関へ依頼	交通規制につきましては、習志野警察署の所管となることからご要望をお伝えしたところ「70歳以上の高齢者や児童、幼児、身体の不自由な人などは自転車の通行が認められているため、普通自転車の歩道通行を禁止にすることはできませんが、パトロールを行う中で違反行為等を見つけた場合は指導・取り締まりを行ってまいります。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
13	30	実籾・新栄	実籾3丁目町会	歩道の改修	実籾駅南の県道69号線の歩道は狭いうえに側溝があり、歩道が平らでない。非常に歩きにくく側溝の穴に靴を取られ、危険である。当該道路の千葉市長作の側溝の穴には蓋が設置されており、歩道全体の改修を要望する。	他機関へ依頼	歩道を管理している千葉土木事務所へご要望をお伝えしたところ「県道長沼船橋線では段差が生じにくく隙間の少ない側溝蓋への交換などを進めており、残る区間においても早期完了に向けて対策を進めてまいります。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
13	31	実籾・新栄	実籾3丁目町会	市道の水たまり	実籾本郷6番と3番の間の市道は周辺の造成により極端な低地となり、降雨時は水たまりとなり歩行者、車両の通行に困難を来している。また、発生した水たまりは降雨後もなかなか引かない。現在、実籾本郷地区では排水対策を進めていると聞いているが、当該場所は実籾3丁目町会の範囲であり、通行者は少ないが対策を要望する。	対応不可	ご要望の箇所につきましては、雨水本管が未整備であるため抜本的な対策の実施は困難ではありますが、今後も台風や局地的大雨などの大雨時には、重点的なパトロールを実施し冠水状況が著しい場合には通行止めにするなどの対応を実施してまいります。	都市環境部	道路管理課
13	32	実籾・新栄	実籾3丁目町会	道路の一方通行化	実籾本郷・ウォッシュアイランド武石インターの西側付近の道路は道幅が狭く、車両のすれ違いが困難である。しかしながら沿道居住者以外の車両による「抜道」としての利用が多く見受けられ、すれ違い等でのトラブルを目にするのも度々ある。(特に朝夕の通勤時) 解決策の一つとして沿線居住者の総意ではないが、当該道路を一方通行にするという、居住者の申し出があった。他の方法でも良いので改善を要望する。	他機関へ依頼	交通規制につきましては、習志野警察署の所管となることからご要望をお伝えしたところ「すれ違い可能箇所があること、一部一方通行規制も誤進入による事故発生が懸念されることから、全路線を一方通行とすることはそぐわないと考えます。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
13	33	実籾・新栄	実籾3丁目町会	右折禁止の要望	実籾2丁目21番付近の踏切を通過してすぐ、線路横の側道に右折している車両をよく見かける。踏切内で立ち往生する車両も度々見かけ、危険であるため右折禁止とするよう要望する。	他機関へ依頼	交通規制につきましては、習志野警察署の所管となることからご要望をお伝えしたところ「右折禁止規制をかけてしまうと安全に右折している車両についても右折禁止となることもあり、現状での規制は必要ないと考えております。しかし、危険な右折を行う車両についてはパトロールで随時取り締まりを行ってまいります。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)
 ※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としてあります。

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
13	34	実朧・新栄	実朧駅前町会	電線に絡まった樹木の伐採を要望	昨年度も指摘しているが、実朧1丁目9番付近の電線に樹木が絡まっており、重み等で電線の切断にもつながるため伐採を要望する。	その他	雑草等が繁茂した土地の管理は、土地の所有者または管理者に義務があり、令和4年度に土地所有者を特定し連絡いたしました。また、電線の管理者に連絡し、電線に絡む雑草等は除去されていることを令和5年11月3日に確認しております。	都市環境部	クリーンセンター業務課
13	35	実朧・新栄	実朧駅前町会	買い物帰りに高齢者が一時休憩できるイスの設置	実朧コミュニティホール1階に一時休憩できるような折りたたみイスを1つでも構わないので設置してほしい。高齢者が休憩できる場所がない。雨の日の買い物帰りにひと休みできる所が欲しい。設置ができないのであれば東部連絡所に置かれているイスの利用を許可してほしい。	その他	一時的な休憩ができるよう、施設の1階にイスを設置いたしました。	協働経済部	協働政策課
13	36	実朧・新栄	実朧駅前町会	外灯の設置要望	実朧1丁目14番と1丁目15番の丁字路付近に外灯の設置を要望する。数メートル進んだ場所に電信柱が立っているが、これを利用できないか。	令和5年度予算で対応	当該箇所へ防犯灯を設置いたしました。	協働経済部	防犯安全課
13	37	実朧・新栄	実朧駅前町会	千葉鎌ヶ谷松戸線道路大型車通行止め	実朧十字路～実朧三叉路間の県道「千葉鎌ヶ谷松戸線」は、大型車は通行不可のはずだが、一日に2～3台の大型トラックが通行する。早朝4時頃、大型車が通行するときは震度3くらいの振動で家が揺れる。定期便の大型車のようなが通行止めを要望する。	他機関へ依頼	取り締まりにつきましては、習志野警察署の所管となることからご要望をお伝えしたところ「当該道路において、大型車の通行について許可を得ている場合通行可能となります。通行許可を得ていない違反車両を現場で確認した場合は、取り締まりを適宜行ってまいります。また、パトロールを行う中でスピード違反等を見つけた場合は指導・取り締まりを行ってまいります。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課